

建設工事受注動態統計調査の不適切処理に係る
遡及改定に関する検討会議の当面の運営について（案）

令和 4 年 4 月 1 5 日

建設工事受注動態統計調査の不適切処理に係る
遡及改定に関する検討会議座長決定（案）

1. 検討会議の当面の運営については、
 - ①会議における委員間の率直な意見交換を確保するとともに、
 - ②未成熟な情報を公にすることで、誤解や憶測、混乱を生じさせるおそれがあることに留意しつつ、議事や資料の取扱いを判断する必要がある。

2. こうした点を踏まえ、当面の間、下記のとおり取り扱うこととする。
 - ・ 会議は、原則として非公開とする。
 - ・ 資料は、公開を原則とするが、検討会議に諮り、上記①②に該当すると判断するものについては、非公開とする。
 - ・ 議事要旨は、会議終了後速やかに公開する。
 - ・ 議事録は、非公開とする。

3. 上記において、非公開とした資料や議事録については、原則として、検討会議において得られた「一定の結論」を公表した後、速やかに公開することとする。

なお、非公開とするのは、公的統計の作成に用いられた個人又は法人その他の団体に関する秘密が含まれる場合など真にやむを得ない場合に限り、この場合も、その具体的な理由を明示することとする。